

さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 **2**月**25**日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第2号

さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成29年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u></p>	<p><u>さいたま市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請)</p> <p>第2条 <u>省令第76条の25第1項第3号</u>の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第三者判定機関（耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に関する判定を行うことができる機関として市長が認めるものをいう。）が<u>法第163条の56第1項</u>の認定（以下「認定」という。）の申請に係るマンションについて同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 認定の申請をしようとする者は、<u>省令第76条の25第1項</u>の規定にかかわらず、同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請)</p> <p>第2条 <u>省令第49条第1項第3号</u>の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第三者判定機関（耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に関する判定を行うことができる機関として市長が認めるものをいう。）が<u>法第102条第1項</u>の認定（以下「認定」という。）の申請に係るマンションについて同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 認定の申請をしようとする者は、<u>省令第49条第1項</u>の規定にかかわらず、同項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しないものとする。</p>

とする。

(許可申請)

第3条 省令第76条の30第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第76条の28に規定する除却の必要性に係る認定通知書の写し
- (2)・(3) [略]

(申請取下げ届)

第4条 認定又は法第163条の59第1項の規定による許可（以下「許可」という。）の申請をした者は、市長が当該認定又は許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（別記様式）を市長に提出しなければならない。

別記様式（第4条関係）

申請取下げ届	
[略]	
申請の種類	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第163条の56第1項・第163条の59第1項
[略]	

備考 [略]

(許可申請)

第3条 省令第52条第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第50条に規定する除却の必要性に係る認定通知書の写し
- (2)・(3) [略]

(申請取下げ届)

第4条 認定又は法第105条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）の申請をした者は、市長が当該認定又は許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（別記様式）を市長に提出しなければならない。

別記様式（第4条関係）

申請取下げ届	
[略]	
申請の種類	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第102条第1項・第105条第1項
[略]	

備考 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。